

令和5年第11回
曾於市農業委員会總會議事録

令和5年11月20日
曾於市農業委員会

第11回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和5年11月20日（月） 午前9時

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○

4 欠席委員

5 議事録署名委員 10番 ○○○○○, 11番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○

7 閉会年月日 令和5年11月20日（月） 午前11時10分

令和5年第11回曾於市農業委員会総会日程

令和5年11月20日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第87号 農地所有適格法人要件届出書について
- 議案第88号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
- 議案第89号 農地法第4条による許可申請について
- 議案第90号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第91号 非農地証明願について
- 議案第92号 農用地等のあっせんについて
- 議案第93号 農用地利用集積計画について（利用権設定）
- 議案第94号 農用地利用集積計画について（所有権移転）
- 議案第95号 耕作放棄地に係る非農地認定について
- 議案第96号 農地等の利用の最適化に関する指針について

(2) 報告

- 報告第11号 合意解約等の報告

4 その他

令和5年第11回曾於市農業委員会総会

令和5年11月20日（月） 午前9時

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。10月、11月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第11回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。10番〇〇〇〇〇委員、11番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第87号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、10月保留分ですので、事務局から説明いたします。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

受理番号大隅3号について、説明いたします。補足説明資料の2ページになりますが、事業の実施状況及び事業計画について、農業以外の事業の金額につきましても、輸送事業ということで豚舎とジャパンファーム間の豚の輸送のみということでした。このことから、畜産業に関する輸送は農業に含まれますので、記載してある農業と農業以外の額を合わせた額が農業の金額になります。あと、8ページの営農計画書記載の経営面積832aと3ページの申請地を取得した後の具体的な営農計画及び年間販売計画等の作付け面積の計500aの差につきましては、300aはつくってないということです。以上になります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

先ほど説明がありましたが、田が500aのうち410a、畑が300aのうち60aしかつくってないんですよね。あとは荒らしているんですか。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

今のところは、作付けをしていないということでした。荒らしているわけではないと思います。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

それだけ耕作していないのに畑を買えるのですか。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

しばらくお待ちください。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

会議を再開します。今の質問に対し、300aの作付け状況が不明で回答ができませんので、今回も保留ということでよろしいでしょうか。ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第87号農地所有適格法人要件届出書について、大隅3号は保留することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は保留することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第88号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

末吉100号から末吉103号までについて、受人が同一人ですので併せて報告いたします。11月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんと現地調査を行いました。全部効率利

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第88号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第89号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員（○○○○○）

末吉36号について、11月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、橋野宮脇自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地と畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積については、牛舎を整備する面積として、全体で1,353㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水は堆肥舎にて、おがくず処理するもので適当と思われる。被害防除は、周囲を土留め等により保護しており、周辺の農地や宅地に影響はなく、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、第2種農地のその他の農地に該当し、既に牛舎を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○事務局（○○○○○係長）

末吉37号について、説明いたします。今年の1月の総会で○○○○○さんから息子さんへの5条申請を受けて、県へ進達しましたが、実際に転用したのは、○○○○○さんではないかという指摘があり、今回改めて4条で申請をするものです。具体的には、一旦6月に取下げもなされており、1月の総会においては、許可相当の意見をいただいているところです。以上です。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第89号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第90号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉56号について、11月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、菅渡自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで原野、西が宅地、南が道を挟んで山林、北が畑です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており、確実と思われます。位置は、第2種農地に該当します。計画面積は、一般住宅、車庫を整備する面積として全体で578㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。なお、一般住宅への転用面積の500㎡を超えていますが、理由書にもありますように、3台分

の駐車場、家庭菜園に必要な農機具等を収納するスペースも必要なため、面積超過については、やむを得ないと思われまゝす。排水等については、雨水は集水桝を設置し水路へ放流し、汚水、生活排水は、公共下水道に放流するもので適当と思われまゝす。被害防除は、北側境界にはブロック塀を設置し、隣接する宅地とは緩衝地を設けまゝす。また、誓約書も添付されておゝり、特に問題はないと思われまゝす。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、一般住宅、車庫を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみまゝす。次に、末吉57号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、寺田西自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は、第3種農地に該当しまゝす。計画面積は、倉庫、資材置場、通路を整備する面積として全体で1,588㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思ひまゝす。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われまゝす。被害防除は、宅地との間にはブロック塀が設置してあり、畑との間には法面があり、誓約書も添付されておゝり、特に問題はないと思われまゝす。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、既に倉庫、資材置場、通路を整備しておゝり、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみまゝす。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第90号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第91号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておゝりますので、順次報告を求めまゝす。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉14号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は橋野宮脇自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致してあります。違反転用として改善指導は受けていません。申請地の南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、周辺の農地に影響はないと思われまゝす。その他農地法上の問題点は、特に問題ありません。建物は、昭和53年頃に建築され、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は第2種農地のその他の農地に該当しまゝす。牛舎として20年以上利用されておゝり、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみまゝす。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉15号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は内門自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路と宅地、南が道路と宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致してあります。違反転用として改善指導は受けていません。申請地は、宅地等に囲まれ農地がないため、周辺の農地に影響はないと思われまゝす。その他農地法上の問題は、特にありません。建物は、昭和64年に建築され、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は第3種農地の都市計画用途地域内のうちに該当しまゝす。一般住宅として20年以上利用されておゝり、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみまゝす。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅16号について、11月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が宅地、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。申請地の東側は農地ですが、道路を挟んでおり、排水等の流れ込みの影響はないと思われます。その他農地法上の問題は特にありません。北側の建物は、平成元年に建築され、20年以上経過しており、申請地は、その住宅の通路、庭木として現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。一般住宅の庭として、20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○11番委員（○○○○○）

大隅16号について伺います。タブレットで申請地の地番を検索したのですが、本番の20番は、地図上で確認できましたが、大隅16号の20番2と議案第88号で申請のあった大隅106号の20番1は、確認できないのですが、どういうことでしょうか。

○事務局（○○○○○係長）

本番である20番の農地を20番1と20番2に分筆され、今回、3条申請と非農地証明願が提出されたもので、地図上には、まだ反映されていないところです。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第91号非農地証明願については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前9時45分）

（再開：午前9時55分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。次に、議案第93号農用地等のあっせんについてを議題といたします。資料の訂正がありますので、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

末吉134については、前回、末吉122で申し出がありましたので、取消しとなります。以上です。

○議長（○○○○○会長）

それでは、あっせん委員を指名いたします。末吉126は、私と、○○○○○推進委員。末吉127から129までは、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉130及び131は、18番○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉132は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉133は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅135は、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅136は、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅137及び138は、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部139及び140は、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部141は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部142から145までは、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部146は、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

末吉104, 105は継続でお願いします。

○15番委員 (○○○○○)

末吉106も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部107も継続でお願いします。

○1番委員 (○○○○○)

末吉108, 109も継続でお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

末吉111も継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉112, 113, 114も継続でお願いします。

○4番委員 (○○○○○)

末吉115も継続でお願いします。

○10番委員 (○○○○○)

末吉117も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部118, 119, 120も継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉121も継続でお願いします。

○7番委員 (○○○○○)

末吉122は成立です。

○18番委員 (○○○○○)

末吉123は継続です。

○8番委員 (○○○○○)

末吉124も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部125も継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第93号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第93号農用地利用集積計画について、利用権設定は、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第94号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。本案には、10月保留分も含まれていますので、事務局から説明をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

資料の21ページになりますが、大隅114号につきましては、先ほど御審議いただきました議案第87号で再保留となりました大隅3号と関連がございますので、同じく再保留の手続きとさせていただきますこととなりますので、大隅114号は除いて御審議願います。

○事務局（○○○○○係長）

前回保留となりました末吉112号及び末吉113号につきまして、耕作状況を台帳で確認した結果、全て耕作中であり、全部効率利用要件に問題はありませんでした。また、○○○○○委員からも耕作の確認ができたとの連絡を受けたところです。以上です。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

○18番委員（○○○○○）

末吉112号、末吉113号及び末吉119号の同一の受人は、ほかに20年以上耕作されていない農地があるんじゃないですか。私の調査区ではなく、隣の調査区になりますが。

○事務局（○○○○○係長）

農業委員さんと推進委員さんが行った利用状況調査の結果を台帳に入力しており、全て耕作中となっているところです。

○18番委員（○○○○○）

事務局は確認しないのですか。

○事務局（○○○○○係長）

非農地対象となる土地については確認しますが、耕作中の全ての農地を確認することはできませんので、そこは委員さんが責任をもって調査していただくこととなります。

○18番委員（○○○○○）

委員それぞれ判断基準が違うので、今後、全部効率利用要件の判断にも支障がでてくるのではないですか。

○事務局（○○○○○局長）

判断基準を統一することについては、女性部からも要望があったところで、難しい部分がありますが、見る人によって大きな違いが生じないように、なるべく小さな誤差となるよう勉強会等も実施していく必要があると考えていますので、よろしく願います。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第94号農用地利用集積計画について、所有権移転は、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。なお、1件の再保留に伴い、集計表に変更が生じたので、変更後の利用権の設定状況集計表について、事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

総会資料24ページの利用権の設定状況集計表について、変更後の集計結果を御説明いたします。所有権移転について、畑は18筆で49,347.95㎡、計は30筆で76,190.95㎡、件数は12件に変更となります。その結果、合計は、88筆で181,251.95㎡の35件に変更となります。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第95号 耕作放棄地に係る非農地認定についてを議題といたします。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

委員の皆様にご利用状況調査を実施していただいた結果を基に、事務局において確認、調整等を行った結果について、地目別に説明いたします。まず、田は、末吉地区が398筆で35.29ha、大隅地区が430筆で47.97ha、財部地区が97筆で12.04haとなり、計は925筆で95.30haとなりました。畑は、末吉地区が104筆で14.68ha、大隅地区が115筆で14.38ha、財部地区が34筆で5.34haとなり、計は253筆で34.40haとなりました。田畑全体では、末吉地区が502筆で49.97ha、大隅地区が545筆で62.35ha、財部地区が131筆で17.38haとなり、合計は1,178筆で129.70haとなったところです。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の説明に対して、質疑・意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第95号 耕作放棄地に係る非農地認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり認定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第96号 農地等の利用の最適化に関する指針についてを議題といたします。事務局次長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇次長）

農地等の利用の最適化に関する指針について説明。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただいま説明しましたが質疑・意見はありませんか。

○16番委員（〇〇〇〇〇〇）

遊休農地面積の解消目標に向けての減らし方については、何か根拠があるのですか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇次長）

鹿児島県の目標が12年度末が0%ということで、本市も0%にするという目標を掲げているところでございます。

○16番委員（〇〇〇〇〇〇）

我々農業委員会、農業委員、推進委員は、農地が荒れないように、あっせん等活動しているんですけど、私の地域では、畑については、園芸農家さん、畜産農家さんが割と活発に動いているんですけど、水田の場合は、転作の件で、後4年ぐらいたら補助金措置がなくなるように国が決められているみたいで、県は撤回していただくようお願いはしているんですけど、市長にも提言として挙げてもらったんですけど、水田の遊休地面積は、逆に増えてくると思うんですよ。転作だけではないんだろうけど。だから、何を根拠にこうして、何か反比例というか、逆の方向に設定してあるというか、目標はあくまで目標なんだろうけど、現実には逆の方に進んでいくような気がしているもんだから、ちょっと気になったもんだから聞いたところでした。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

現状にそぐわないという点があると思いますが、遊休農地の解消につきましては、再生可能な農地は耕作が可能となるように、再生困難な農地については、非農地判断をしていくことで、遊休農地面積を減らしていかざるを得ないのかなと考えているところでございます。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

受けとめ方だと思いますけど、遊休農地を増やさないように、我々農業委員会は、努力しなくちゃいけないんですけど、やっぱり、どうしてもそういうのが出てきた場合には、非農地扱いとして認めていかないといけない部分もあると思うんですよね。できるだけ、農家に耕作してもらって、今、基本法をどうにかして変えようと政府の考え方もありますので、農地がないと何も生産もできませんので、その点は、我々農業委員会は、頑張っていくかないといけないと思うんですけど、どうしてもということですので、最初から遊休農地をつくろうという意思是、まったくない訳でありますので、理解していただきたいと思います。

○事務局（〇〇〇〇〇次長）

2ページになりますけど、担い手への農地利用集積目標について、令和13年3月の目標面積を7,020haに訂正をお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにご覧いませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第96号 農地等の利用の最適化に関する指針については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、報告第11号合意解約等の報告については、総会資料の25ページ及び26ページを御覧ください。その他で何かありませんか。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

食と農と女性の会について、参加者募集の協力依頼。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありますか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

事務連絡（11月及び12月の行事予定及び農業委員会事務局組織再編案について）

○事務局（〇〇〇〇〇次長）

事務連絡（曾於地域農業委員会農地利用最適化推進会議、ハラスメント・メンタルヘルス研修資料及び動画視聴について）

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

事務連絡（利用権終期一覧表、あっせん事業対象者の再調査、前期の加入推進、農地部会、特別現地調査等について）

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

タブレット操作説明

○議長（〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和5年第11回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和5年11月20日（月） 午前11時10分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員